

改正

平成25年2月28日規則第9号

平成26年3月13日規則第8号

三次市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、三次市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年三次市条例第268号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付決定)

**第3条** 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による交付変更申請があったときは、当該会派に交付すべき変更後の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 会派の代表者は、政務活動費の交付決定通知書又は交付変更決定通知書を受け取った日から7日以内に市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第6号）を提出するものとする。

(収支報告書の様式)

**第5条** 条例第7条第1項に規定する政務活動費収支報告書の様式は、様式第7号（その1、その2）のとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

**第6条** 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成25年2月28日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の三次市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、三次市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年三次市条例第1号）による改正後の三次市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付される政務活動費から適用し、改正前の三次市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成26年3月13日規則第8号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（その1）（第5条関係）

様式第7号（その2）（第5条関係）